

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※  
※  
※ 定 款 ※  
※  
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

株式会社 アオキスーパー

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アオキスーパーと称する。  
英文では、A o K i S u p e r C o . , L T D . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食料品の販売
- (2) 弁当、寿司、惣菜等調理食品の加工販売
- (3) 日用品雑貨、事務用品の販売
- (4) 衣料用繊維製品、装身具の販売
- (5) 塩、米穀類、酒類、清涼飲料水、煙草、化粧品、文具類の販売
- (6) 寝装品、家具調度品、建材、家庭用電気製品、ミシン、ガス器具、神仏具、情報通信機器、事務機器、防災用具及び度量衡計量器の販売
- (7) 楽器、スポーツ用品、娯楽用品、書籍、時計、カメラ、光学機器、美術工芸品、服飾雑貨品、貴金属、宝石の販売及び写真の現像、焼付引伸ばしの事業
- (8) 医薬品、医療用器材及び医療用消耗品、健康機器の販売
- (9) 生花、園芸用植物及び園芸用品の販売
- (10) 造園用資材、エクステリア用品、インテリア製品の販売
- (11) 郵便切手、印紙、はがきの売りさばき
- (12) テレホンカードの販売及び有価証券の売買
- (13) 玩具、カー用品、自転車、ペットフード、ペット用品の販売
- (14) 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋、管理、保有及び運用
- (15) 飲食店の経営
- (16) スポーツ施設の経営
- (17) 音楽、演劇、映画、スポーツ、講演、講座等の主催
- (18) 遊園地及び遊技場の経営
- (19) 損害保険の代理及び生命保険の加入者の紹介業務
- (20) 倉庫業
- (21) 運送業
- (22) 発電及び電気の供給に関する事業
- (23) 食肉の加工製造及び販売
- (24) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業

- (25) 電子マネー及び電子的価値情報の発行、販売及び管理
- (26) 前各号に付帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17, 283, 500株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第10条 当会社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 当会社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の、取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長並びに取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によつて定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附則

- 1 現行定款第16条変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

この定款は、2011年5月17日より改正実施する。

この定款は、2013年5月16日より改正実施する。

この定款は、2014年5月15日より改正実施する。

この定款は、2016年5月26日より改正実施する。

この定款は、2018年9月 1日より改正実施する。

この定款は、2020年5月21日より改正実施する。

この定款は、2022年5月26日より改正実施する。